

Zenken通信 (vol. 49)

▽ 今回のお届け情報

Title: 大分県「最低制限価格等を新モデルに見直し」

Outline

添付資料P1、3

○大分県は8月1日以降、最低制限価格と低入札調査基準価格の算定式等を新中央公契連モデルに準じて見直すこととした。

[見直し内容]

1. 最低制限価格（請負金額1億円未満が対象）

- (1) 設定範囲 非公表 ⇒ 7.0/10～9.0/10
- (2) 算定式 非公表 ⇒ 直接工事費×0.95
共通仮設費×0.90
現場管理費×0.70
一般管理費×0.30

2. 低入札調査基準価格（請負金額1億円以上が対象）

- (1) 設定範囲 2/3～8.5/10 ⇒ 7.0/10～9.0/10
- (2) 算定式
 - ・直接工事費×0.95 ⇒ 変更なし
 - ・共通仮設費×0.90 ⇒ 変更なし
 - ・現場管理費×0.60 ⇒ ×0.70
 - ・一般管理費×0.30 ⇒ 変更なし

Title: 鹿児島県「最低制限価格を新モデルに見直し」

Outline

添付資料P2、3

○鹿児島県は8月1日以降、最低制限価格の算定式等を新中央公契連モデルに準じて見直すこととした。
なお、WTO案件を対象とする低入札価格価格制度の調査基準価格は変更せず。

[見直し内容]

最低制限価格

- (1) 設定範囲 2/3～8.5/10 ⇒ 7.0/10～9.0/10
- (2) 算定式
 - ・直接工事費×0.95 ⇒ 変更なし
 - ・共通仮設費×0.90 ⇒ 変更なし
 - ・現場管理費×0.60 ⇒ ×0.70
 - ・一般管理費×0.30 ⇒ 変更なし

担 当 : 事業企画課 林

最低制限価格の取扱いについて

大分県が競争入札に付する建設工事の最低制限価格について、次のとおり取り扱う。

1. 対象工事について

平成21年8月1日以降に公告又は指名通知を行う設計金額が1億円未満のすべての工事を対象とする。

2. 算定方法について

(1)の制限割合を算定後、(2)により最低制限価格を算定する。

(1) 制限割合の算定

●制限割合の算定式

$$\frac{(\text{直接工事費} \times 95\% + \text{共通仮設費} \times 90\% + \text{現場管理費} \times 70\% + \text{一般管理費} \times 30\%) \times 1.05}{\text{設計額}}$$

(注1) 制限割合は小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。

(注2) 共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

●制限割合の適用範囲

$$7/10 \leq \text{制限割合} \leq 9/10$$

(注3) 制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値(7/10)を下回る場合は7/10とし、上限値(9/10)を上回る場合は9/10とする。

(2) 最低制限価格の算定

●最低制限価格の算定式

$$\text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

技 管 第 7 9 号
平成21年7月 9日
(技術管理課扱い)

関係団体の長 殿

鹿児島県土木部長

工事請負契約に係る最低制限価格について（依頼）

平素より、本県の土木行政の推進に、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県が発注する工事請負契約に係る最低制限価格について、下記のとおり算定することとしましたのでお知らせします。

つきましては、貴下会員に周知を図ってくださいますようお願いいたします。

記

- 1 最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の105を乗じて得た額を基準として、契約担当者が決定する。

ただし、その額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

- 2 この通知は、平成21年8月1日以降に入札公告又は指名通知を行う工事及び製造についての請負契約（予定価格が250万円を超えるものに限る。）から適用する。

低価格調査基準価格、最低制限価格

九州全県で引き上げ

大分、公契連モデル8月適用
鹿児島

九州・沖縄地区のすべての県で建設工事入札の低入札価格調査の調査基準価格および最低制限価格が見直されることが分かった。大分県が6日、8月以降手続き分4月改正の中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）モデルにあわせて算定式を見直し、最低制限価格などを現行より2%程度引き上げると発表。鹿児島県も8月からの見直しを予定しており、8月以降は8県で中央公契連モデルまたは県独自の最低制限価格などが適用される見込みだ。

大分県は、予定価格1億円以上の工事を対象として、低入札価格調査の算定式のうち現場管理費を10%引き上げ、算定式を中央公契連モデルに準じた「直接工事費の95%＋共通仮設費の90%＋現場管理費の70%＋一般管理費の30%」に見直す。最低制限価格の算定式もこれにあわせる。

見直しにより基準価格などは2%程度引き上げられ、予定価格1億円の一般土木工事の調査基準価格は84%前後になる見込み。見直しを機に従来

非公表だった算定式は中央公契連モデルにあわせた最低制限価格などの見直しを予定し、現在手

続き中。これ以外の九州・沖縄地区の県では長崎県、佐賀県が08年度、宮崎県が4月に独自の算定式を見直し基準額の上限を予定価格の90%程度まで引き上げ、福岡県は5月、熊本県は7月から中央公契連モデルを適用。沖縄県は6月に中央公契連モデルより高い水準に引き上げている。